

# 酒販

# サポートニュース

独立行政法人 酒類総合研究所

## 目次 (平成 27 年 3 月)

なんでもQ&A	
常圧蒸留と減圧蒸留とありますがどう違うの?.....	1
<b>I 酒販トピックス</b>	
酒類流通向け「酒セミナー」を開催しています・・	2
<b>II 酒類総合研究所からのお知らせ</b>	
赤レンガ酒造工場が重要文化財(建造物)に 指定されました.....	3
赤レンガ酒造工場春の施設公開他.....	4
<b>III 国税庁からのお知らせ</b>	
4月は未成年者飲酒防止強調月間です他.....	5
社会保障・税番号制度の導入について.....	7



園児が酒造工場前で消防車を見学(重要文化財防火デー)



### メールマガジン登録のご案内

パソコン又はスマートフォンから  
[ssn@m.nrib.go.jp](mailto:ssn@m.nrib.go.jp) 宛へ空メールを送信してください。

## なんでも Q&A

(質問) 常圧蒸留と減圧蒸留とありますがどう違うの?

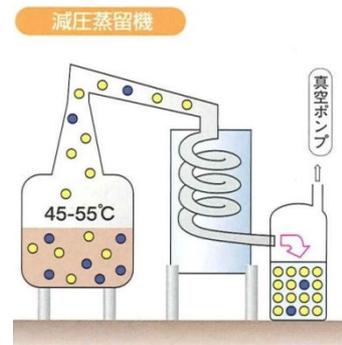
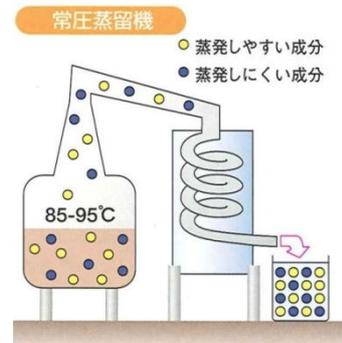
(答え) 蒸留酒は、酒や醪(もろみ)を蒸留することによって造ります。醪を温めると、アルコール等の成分が蒸気となり蒸発します。この蒸気を冷却し液体を回収することで蒸留酒を造ります。気体になる温度は成分によって異なります。水とアルコールではアルコールのほうが低い温度で気体になりますので、蒸留後のお酒は、アルコール分が濃縮され、単式蒸留しょうちゅうでは40度以上になります。

本格焼酎や泡盛等の単式蒸留には、常圧蒸留と減圧蒸留の2つの蒸留方法があります。

常圧蒸留は、蒸留中に醪の温度が100℃程まで上がるので、多くの成分が蒸留されます。また、蒸留中は醪が高温になることで化学反応が促進されます。そのため、醪中で新たな成分が造られ、その一部は蒸留され原酒へと移行しますので濃厚で重厚な香味になりやすいです。

一方、減圧蒸留は、蒸留機内を減圧にして蒸留を行います。例えば富士山の山頂では気圧が低いため、85℃で水が沸騰しますが、この原理を利用することで、減圧蒸留では常圧蒸留と比べて、低い温度での蒸留が可能となります。低い温度では化学反応が進みにくいため、蒸留により原酒へ移行する成分は少なくなりますので、軽快な香味になる傾向が高くなります。

「お酒のはなし2 焼酎」参照



## I 酒販トピックス

### 酒類流通業者向けセミナー「酒セミナー」を開催しています

酒類総合研究所では、酒類販売管理者の方に、酒類に関する専門的知識を普及することを目的として、小売酒販組合、卸売酒販組合との共催で「酒セミナー」を開催しています。

酒セミナーにおいては「酒類の品質管理ときき酒」と題して、テーマ別（清酒・焼酎・ワインなど）の酒類のきき酒の実習を中心としたプログラムで講義を行います。受講された組合員の評判も良く、過去に開催した酒販組合からのリピートの要望も多いセミナーです。

開催内容については、参加人数 30 名程度から開催できますので、開催を希望される酒販組合は、酒類総合研究所東京事務所（TEL:03-3910-6237）までお問い合わせください。

※ 詳しくは、酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)から「酒セミナー開催のご案内」にある「酒セミナー開催の手引き」をご覧ください。

#### 酒セミナーの様子



ご意見・ご要望のある場合は、  
「酒セミナー」担当まで連絡  
ください



## Ⅱ 酒類総合研究所からのお知らせ

### 1 赤レンガ酒造工場が重要文化財(建造物)に指定されました

当研究所東京事務所の赤レンガ酒造工場（旧醸造試験所 第一工場）については、平成26年12月10日、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定され、同日付官報告示（文部科学省告示第百七十六号）にて告示されました。

赤レンガ酒造工場は、当時最新鋭の技術を備えた日本酒醸造施設として、また、大規模な複合煉瓦造建築物としても技術的に高い価値があり、醸造に関する唯一の国立研究機関の施設として、日本酒造



りの近代化と酒類産業の発展に貢献しており、歴史的価値が高いことが評価され、今回の指定となりました。

赤レンガ酒造工場は、旧醸造試験所が創立される前の年の明治36（1903）年に建築され、当時冬季に限られていた日本酒の製造を、四季を通して行えるようにするため、ドイツのビール工場を参考にして設計したと伝えられています。

設計者は、明治の三大建築家の一人「妻木頼黄」です。

妻木が設計した建物で現存するものはとても少なく、貴重な存在となっています。

酒類総合研究所ホームページ

<http://www.nrib.go.jp/info/ribtopi141210.htm>

### 2 赤レンガ酒造工場 春の施設公開

3月下旬から4月上旬にかけて、J R京浜東北線王子駅南西側の飛鳥山公園（東京都北区）をはじめとした、赤レンガ酒造工場の周りは桜色に染まります。



東京事務所では、桜の綺麗なこの時期に合わせ4月4日（土）10時から16時（15時30分受付締切）に赤レンガ酒造工場の1階部分を公開する予定です。

普段は入れない赤レンガ酒造工場内や敷地内を通り抜けできるような企画していますので、お気軽にお立ち寄りください。

イベント情報については、メールマガジン又は研究所ホームページにてご確認ください。

酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp/>

### 3 日本酒を紹介するリーフレット

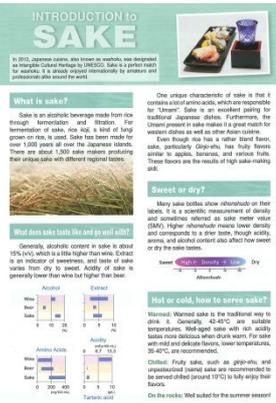
2014年、外国人観光客が1300万人を超え、ますます外国人観光客と接する機会も多くなってきました。

日本酒について、英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)でわかりやすく紹介しているA5版リーフレットを作成しました。日本酒について多くの外国人観光客に知ってもらうとともに、日本酒の楽しみ方を伝える機会などにお使いください。

併せて日本酒ラベルの用語事典もご活用ください。

酒類総合研究所ホームページ

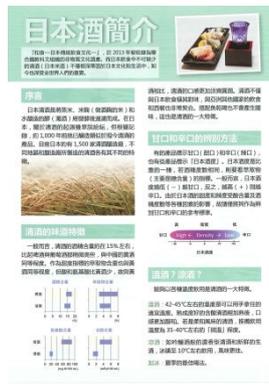
[http://www.nrib.go.jp/sake/sake\\_leaflet.htm](http://www.nrib.go.jp/sake/sake_leaflet.htm)



※リーフレットの日本語要旨も参考としてご利用ください。



中国語(簡体字)版



中国語(繁体字)版



韓国語版

### 4 酒総研メールマガジン登録のご案内

酒総研メールマガジンでは、プレスリリースやイベント情報など、酒類総合研究所の最新情報やお酒に関するお役立ち情報を配信しています。

これから予定している広報誌「お酒のはなし(改訂版)」などの情報をいち早くキャッチできますのでご活用ください。

登録方法はパソコン又はスマートフォンから、[ssn@m.nrib.go.jp](mailto:ssn@m.nrib.go.jp)宛て空メールを送信してください。(表紙のQRコードもご利用になれます。)

「仮登録のお知らせ」を受信後、メール内容に沿って「本登録」を行ってください。

酒類総合研究所ホームページ

[http://www.nrib.go.jp/gui/nrib\\_mmz.htm](http://www.nrib.go.jp/gui/nrib_mmz.htm)

### Ⅲ 国税庁からのお知らせ

#### 4月は未成年者飲酒防止強調月間です

国税庁をはじめとする関係府省庁では、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図るため、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」と定め、全国的な広報啓発活動を行っています。

国税庁においては、未成年者飲酒防止に向けた取組の一環として、未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成し、税務署等を通じて各酒類販売場や学校等に配付し、掲示をお願いしています。

酒類小売業者の皆様におかれましては、販売時における確実な年齢確認の実施を行うことはもとより、社会全体において未成年者飲酒防止に関する意識が高まるよう、店頭等の見やすい場所にポスターを掲示するなど、積極的な取組を行うようお願いいたします。

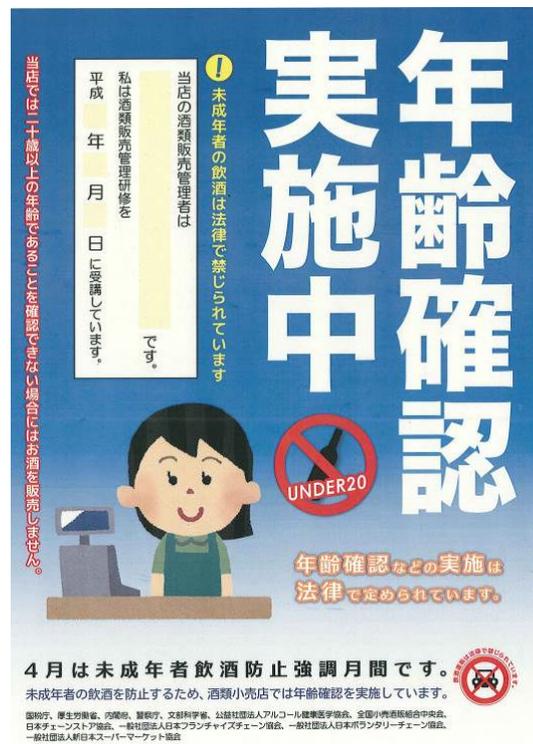
また、酒類販売場掲示用ポスターについては、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修の受講年月日を記入することができる形式となっておりますので、これらの事項を店内に掲示する際にも、ぜひご利用ください。

なお、本ポスターは、国税庁ホームページにも掲載しております。

#### 【学校等掲示用】（A3）



#### 【酒類販売場掲示用】（A4）



#### 【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

## 酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、指針に示された公正なルールに則した取引が行われるよう、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、必要に応じ、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

平成25事務年度（平成25年7月～平成26年6月）においては、チラシ広告などの情報から、指針に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対し、取引等の実態を把握するための調査を全国で1,352場に対して実施し、指針のルールに則していない取引が認められた者に対して指導を行いました。

また、過去に改善を指導した酒類販売場等のうち、再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対し、フォローアップ調査を全国で185場に対して実施しました。

詳細については、国税庁ホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/150202/index.htm>

【「酒類に関する公正な取引のための指針」】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

## 「酒類の販売数量等報告書」等の提出について

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」は、4月末までに販売場の所轄税務署へご提出ください。

また、これらの報告書を作成される際には、記載要領をご参照いただき、記載漏れや記載誤り等のないようお願いいたします。

## e-Taxについて

e-Tax（イータックス）は、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子的に、所得税や法人税の申告など、国税に関する各種の手続を行うことができるシステムです。

酒税関係の手続につきましては、「酒類の販売数量等報告書」や「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」などの提出をe-Taxで行うことができます。

なお、e-Taxを初めてご利用いただく場合には、電子証明書の取得と「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出（利用者識別番号等の取得）が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

（注）住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。

平成29年1月以降は、現在の（公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する）認証方式に加え、公的個人認証サービスに基づく電子証明書及びICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式\*が導入されます。

※ 新たな認証方式とは、携帯電話等を利用した音声通信認証等による本人確認に基づき通知された利用者識別番号及び暗証番号により認証を行い、申請等を行う方法です。

【e-Taxホームページアドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、酒税関係手続については、平成28年1月分の申告書や平成27年度分（平成27年4月～平成28年3月分）の酒類の販売数量等報告書から個人番号及び法人番号を記載していただくこととなっています。

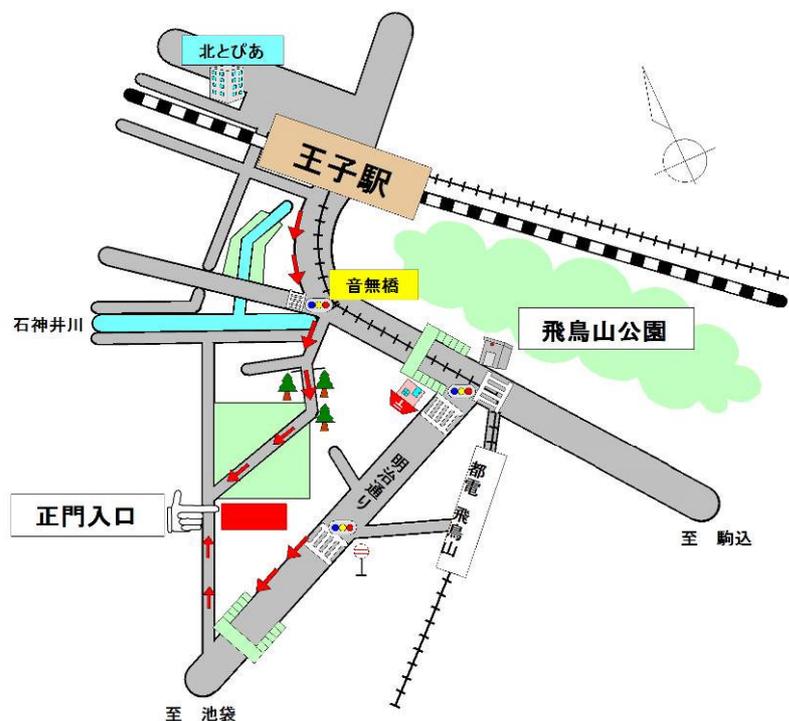
社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入り口から簡単にアクセスすることができます。



## 【赤レンガ酒造工場へのアクセス方法】

独立行政法人 酒類総合研究所 東京事務所  
東京都北区滝野川2丁目6番30号



※東京駅より JR 京浜東北線  
(大宮方面行き：青ラインの  
車両) で王子駅まで約 20 分

※最寄り駅からの所要時間

- ・JR 京浜東北線 王子駅
- ・東京メトロ南北線 王子駅  
から徒歩 10 分
- ・都電荒川線 飛鳥山駅
- ・都営バス 飛鳥山停留所  
から徒歩 5 分

